

## 令和6年度千葉県医師修学資金貸付「産婦人科コース」募集要項

千葉県では、産婦人科又は産科において分娩を取り扱う医師の不足が深刻な現状を踏まえ、既に医師修学資金を借り受けている方で、将来、分娩を取り扱う医師として産婦人科又は産科において従事することを希望する方に対し、月額5万円を貸付金額に加算する制度である「産婦人科コース」を設けています。

### 1. 制度内容

#### (1) 貸付期間・貸付月額

正規の修業期間を経過するまでの期間、毎月5万円を追加で貸し付けます。

(大学4年生から貸付けを受けた場合は、3年間で総額180万円)

※令和6年度分については、令和6年4月から貸付決定月(令和7年1月予定)までの月数分の修学資金を一括して振り込みます。

#### (2) 返還免除要件

2年間の臨床研修の後、希望のキャリア形成プログラムを選択し、産婦人科又は産科において、分娩を取り扱う業務に従事する医師として診療業務に従事してください。(詳しくは別紙をご覧ください。)

### 2. 募集内容

#### (1) 対象となる方

現在、長期支援コース又はふるさと医師支援コースの貸付けを受けている者のうち、原則4年生以上の者(令和6年4月時点)であって、将来、県内の病院又は診療所の産婦人科医又は産科医として従事しようとする者

#### (2) 募集定員

2名

### 3. 申請方法

#### (1) 申請期間

令和6年10月1日（火）～令和6年11月18日（月）

#### (2) 申請書類

貸付けを希望する方は、以下の①～⑤の書類を、千葉県健康福祉部医療整備課に郵送又は持参（※）により提出してください。（郵送の場合は、簡易書留にして、封筒に「千葉県医師修学資金産婦人科コース申請書在中」と記載してください。申請日は消印の日とします。）

①修学資金貸付申請書（別記第一号様式）

②誓約書（別記第二号様式）

③連帯保証人の印鑑証明書

※独立の生計を営み、修学資金の返還の支払いの責任を負うことができる資力を有する者（2名）が必要です。なお、独立の生計を営む場合とは、原則、別居していることとします。（配偶者は同一生計とみなします。）

※長期支援コース又はふるさと医師支援コースと同じ連帯保証人でもかまいませんが、本申請に関する提出書類を省略することはできません。

④大学の在学証明書

※在学証明書に学年が記載されない場合又は現在4年生以上でない場合には、入学年次を証明する書類を別途提出してください。

⑤面接カード（指定様式。申請理由は別紙に記載してください。）

#### (3) メールアドレスの登録

申請書類の内容確認、面接の案内等を行うため、申請書類とは別に下記アドレスにメールを送信してください。

アドレス：[d-chibank@mz.pref.chiba.lg.jp](mailto:d-chibank@mz.pref.chiba.lg.jp)

件名：千葉県医師修学資金（産婦人科加算コース）の申請

本文：産婦人科加算コースを申請した旨、氏名、大学名、学年、メールアドレス、電話番号、募集要項・制度説明動画を確認した日時、面接不可能な日時



↑  
こちらからも送信できます

### 4. 決定方法

面接審査により選考します。

面接日程：令和6年12月4日（水）から12月27日（金）

午前9時から午後5時までの間 1人15分程度

※この期間で都合がつかない場合は、個別に御相談に応じます。

貸付決定：令和7年1月を予定

## 5. 結果通知

貸付決定者には、「修学資金貸付決定通知書」をメールで送付します。

## 6. 留意事項

応募書類は、貸付決定の可否に関わらず返却しません。

## 7. 申請書類の提出先・問い合わせ先

〒260-8667 千葉県千葉市中央区市場町1-1

千葉県健康福祉部 医療整備課 医師確保・地域医療推進室（本庁舎13階）

医師修学資金貸付制度 担当あて

電話：043-223-3883

メール：[d-chibank@mz.pref.chiba.lg.jp](mailto:d-chibank@mz.pref.chiba.lg.jp)

# 千葉県医師修学資金貸付制度 (産婦人科コース) について

## I. 制度概要

対象者	現在、長期支援コース又はふるさと医師支援コースの貸付けを受けている者であって、将来、県内の病院又は診療所の産婦人科又は産科において、分娩を取り扱う業務に従事する医師として従事しようとする者
対象	原則4年生以上の者（令和6年4月時点）
貸付人員	2名
貸付月額	5万円（現在の貸付金額に追加で貸し付けます）
貸付期間	正規の修業期間を経過するまでの期間 （大学4年生から貸付を受けた場合は、3年間で総額180万円）
貸付方法	貸付決定後、本人名義の預金口座に、毎月25日を目安に振り込みます。 ※令和6年4月から貸付決定月（令和7年1月予定）までの月数分の修学資金を一括して振り込みます。 ※振込日は予定ですので、変更となる場合があります。
返還免除要件	2年間の臨床研修の後、希望のキャリア形成プログラムを選択し、産婦人科又は産科において、分娩を取り扱う業務に従事する医師として診療業務に従事してください。 ※詳細は、「II. 制度詳細 1 返還の免除要件」を確認してください。
返還の猶予期間	長期支援コース及びふるさと医師支援コースと同様。 ※医師免許取得後、最大で4年間のほか、その他正当な事由があると知事が認める場合は当該期間を加算。

## Ⅱ. 制度詳細

### 1 返還の免除要件

大学を卒業した日の属する月の翌月の初日から起算して1年3月以内に医師の免許を取得し、義務年限(※1)に猶予期間(※2)を加えた期間を経過する日までに、以下の要件を満たした場合に、返還を免除します。

<要件>

キャリア形成プログラム「新プログラム」又は「政策医療分野プログラム」を選択し、義務年限の期間、原則として県内の基幹型臨床研修病院のプログラムにより初期臨床研修を受け(※3)、かつ、知事が定める病院又は診療所(特定病院等)(※4)において、産婦人科又は産科において、分娩を取り扱う業務に従事する医師として業務に従事したとき。

ただし、「政策医療分野プログラム」を選択した場合でも、地域A群での2年以上の勤務が必要です。

#### (※1) 義務年限について

長期支援コース又はふるさと医師支援コース修学資金の貸付期間の1.5倍の期間。1年生から6年生まで貸付けを受けた場合、義務年限は9年間となります。(義務年限は産婦人科コースの貸付期間によって変動しません。)

#### (※2) 猶予期間について

医師免許取得後、最大で4年間、出産や育児等による休暇、大学院博士課程への進学、他県での研修、海外留学などにより、勤務を休止することができます。また、災害や出産など、その他正当な事由があると知事が認める場合は当該期間を加算します。

#### (※3) 初期臨床研修について

初期臨床研修において、必ずしも臨床研修病院が設けている産婦人科プログラムを選択する必要はありません。

また、産婦人科コースを選択していることによって、研修病院のマッチングの条件が変わることはありません。

令和5年度よりやむを得ない理由により、臨床研修について県外の基幹型臨床研修病院を選択した場合は、当該研修期間は猶予期間が適用されることとなりました。

#### (※4) 知事が定める病院又は診療所(特定病院等)について

以下のとおり、参加するキャリア形成プログラムにより異なります。

【参考】産婦人科コースを選択しない場合のキャリア形成プログラムの詳細や参加可能なプログラム等については、以下のホームページをご覧ください。

「キャリア形成プログラム及び診療科別コース等について」

<URL><https://www.pref.chiba.lg.jp/iryuu/ishi/ishikakuho/gakusei/career.html>

<QRコード>



## 【キャリア形成プログラム（新プログラム）】

（従事が必要な年数は産婦人科コースの貸付期間によって変動しません。）

- 県内の基幹型臨床研修病院のプログラムにより初期臨床研修を受けてください。
- その後は以下の病院等の産婦人科又は産科において、分娩を取り扱う業務に従事する医師として業務に従事してください。

### ア. 「地域A群」

義務年限中に、2年以上、産婦人科又は産科において、分娩を取り扱う業務に従事する医師として勤務してください。地域A群に位置し、分娩を取り扱っていれば、病院、診療所等の医療機関の形態は問いません。

### イ. 「地域B群」

6年貸与の場合、義務年限中に地域A群と通算で4年以上となる期間、産婦人科又は産科において、分娩を取り扱う業務に従事する医師として勤務してください（5年貸与の場合は通算3年6か月以上、4年の場合は通算3年以上）。

※ 地域B群のうち、分娩を取り扱っている医療機関

- 自治体病院（地域A群を除く）（3施設）

船橋市立医療センター、松戸市立総合医療センター、国保旭中央病院

- 地域医療支援病院（12施設）

東京女子医科大学附属八千代医療センター、東京歯科大学市川総合病院、

順天堂大学医学部附属浦安病院、千葉西総合病院、東京ベイ浦安・市川医療センター

東京慈恵会医科大学附属柏病院、成田赤十字病院、東邦大学医療センター佐倉病院、

日本医科大学千葉北総病院、亀田総合病院、千葉労災病院、帝京大学ちば総合医療センター、

- そのほか県内の産婦人科の専門研修プログラムの基幹・連携病院も要件に該当します。

※地域B群の要件の詳細は県ホームページをご覧ください。

【キャリア形成プログラム及び診療科別コース等について（ホームページ）】

<URL><https://www.pref.chiba.lg.jp/iryuu/ishi/ishikakuho/gakusei/career.html>

### ウ. 「県内病院群」

地域A群及び地域B群を除く県内病院（具体的には、千葉市に所在する病院）で、産婦人科又は産科において、分娩を取り扱う業務に従事する医師として勤務してください。

6年貸与の場合で、地域A群とB群通算で4年勤務した場合は、県内病院群での勤務は3年間となります。

## 【キャリア形成プログラム（政策医療分野プログラム）】①産科

（従事が必要な年数は産婦人科コースの貸付期間によって変動しません。）

- 県内の基幹型臨床研修病院のプログラムにより初期臨床研修を受けてください。
- その後は、【新プログラム】の地域A群のうち分娩を取り扱っている病院で2年以上、総合周産期母子医療センター又は地域周産期母子医療センターに指定されている病院で地域A群と合わせて7年間、勤務してください。なお、周産期専門医（母体・胎児）取得を目的とした勤務を行い、取得後も産科医として勤務してください。
  
- 地域A群のうち分娩を取り扱っている病院（令和6年4月時点）
  - 東千葉メディカルセンター
  - 君津中央病院
  - 加藤病院
  - 薬丸病院
- 総合周産期母子医療センター及び地域周産期母子医療センター
  - 千葉大学医学部附属病院
  - 東京女子医科大学附属八千代医療センター
  - 亀田総合病院
  - 千葉県こども病院
  - 千葉市立海浜病院
  - 船橋中央病院
  - 順天堂大学医学部附属浦安病院
  - 松戸市立総合医療センター
  - 成田赤十字病院
  - 東邦大学医療センター佐倉病院
  - 総合病院国保旭中央病院

### ★義務年限中における勤務の例★

以下は、義務年限9年間（貸付期間6年間の場合）、海外留学、出産・育児期間などの猶予期間（最大4年間）を含まず、卒後から連続的に勤務した場合を例にしたものです。

#### <新プログラム>

1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目
県内初期臨床研修		①地域B群（産婦人科専門研修）+②地域A群（2年以上）+③県内病院群						

#### <政策医療分野プログラム>

1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目
県内初期臨床研修		①県内の周産期母子医療センター（産婦人科専門研修等）+②地域A群（2年以上）						

※ 県外で初期臨床研修を実施した場合は、10年目、11年目にいずれかの病院群での勤務が必要です。

## 2 貸付けの決定の取り消し

※将来の進路変更等により、産婦人科コースの貸付けのみ取り消すことも可能です。

- (1) 次のいずれかに該当する事由が生じたときは、貸付けの決定を取り消すものとします。  
この場合、当該事由が生じた日の属する月の翌月分から修学資金の貸付けを行いません。
  - ① 死亡したとき。
  - ② 退学したとき。
  - ③ 心身の故障のため修学の見込みがないと認められたとき。
  - ④ 修学資金の貸付けを受けることを辞退したとき。
  - ⑤ その他修学資金の貸付けの目的を達成する見込みがないと認められたとき。
- (2) 借受人が休学し、又は停学の処分を受けたときは、休学した日又は当該処分を受けた日の属する月の翌月分から復学した日の属する月の分まで、修学資金の貸付けを行いません。
- (3) 借受人が正当な理由がなくて、この条例に基づく規則の規定により提出すべきものとされた届出、報告等を提出しないときは、修学資金の貸付けを一時保留します。

## 3 返還

※将来の進路変更等により、産婦人科コースの貸付けのみ返還することも可能です。

次のいずれかに該当する事由が生じたときは、当該事由が生じた日の属する月の翌月の末日までに、借り受けた修学資金を、一括で返還しなければなりません。

- (1) 貸付期間が満了したとき。
- (2) 修学資金の貸付けの決定が取り消されたとき。
- (3) 知事が定める病院での勤務による返還の免除を受ける前に、死亡したとき。
- (4) 知事が定める病院での勤務による返還の免除を受けることができないと確定したとき。

## 4 利息等

### ア 利息

修学資金の貸付けを受けた日の翌日から最後に貸付けを受けた日までの期間の日数に応じ、貸付けを受けた額につき年10パーセントの割合で計算した利息を支払わなければなりません。なお、年当たりの割合は、閏(じゅん)年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とします。

### イ 延滞利子

修学資金を返還すべき日までに返還しなかったときは、返還すべき日の翌日から返還した日までの日数に応じ、返還すべき額につき年14.5パーセントの割合をもって計算して得た額に相当する額の延滞利子を支払わなければなりません。やむを得ない事由があると千葉県知事が認めるときには、延滞利子を減免する場合があります。

## 5 返還の猶予

以下のいずれかに該当するときは、その事由が継続する期間、修学資金の返還を猶予します。

- (1) 修学資金の貸付けを取り消された後も引き続き大学に在学しているとき。
- (2) 知事が定める病院での勤務により、返還の債務の免除を受けると見込まれるとき。
- (3) 災害、病気その他やむを得ない事由により、返還が著しく困難になったとき。

# 【条例・規則】

## 千葉県医師修学資金貸付条例

平成二十年十月二十一日

条例第四十五号

改正 平成二一年 三月 六日 条例第一八号 平成二二年 三月二六日 条例第一三号  
平成二六年 三月二五日 条例第一九号 平成二七年 三月二〇日 条例第三一号  
平成二八年 三月二五日 条例第一九号 平成三十年 三月二三日 条例第一七号  
令和二年 三月二三日 条例第一一号 令和三年 十月一九日 条例第四十号  
令和四年 十月二一日 条例第三一号 令和五年 十月一七日 条例第三十五号

### (目的)

第一条 この条例は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する大学（以下「大学」という。）において医学を履修する課程（同法第九十七条に規定する大学院において医学を履修する課程を除く。以下同じ。）に在学している者に対し、予算の範囲内で大学における修学に要する資金（以下「修学資金」という。）を貸し付けることにより、県内において医師の業務に従事しようとする者を確保し、もって本県における安定的な医療の提供体制の整備を図ることを目的とする。

### (貸付けの対象)

第二条 知事は、次の各号に掲げる者に対し、当該各号に定める修学資金を貸し付けることができる。

- 一 大学（県外に所在する大学にあっては、知事が定めるものに限る。）において医学を履修する課程に在学している者であって、将来県内の病院（医療法（昭和三十二年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院をいう。以下同じ。）又は診療所（同条第二項に規定する診療所をいう。以下同じ。）において医師の業務に従事しようとするもの 長期支援コース修学資金
  - 二 県外に所在する大学において医学を履修する課程に在学している者（県内に住所を有する者その他規則で定める者に限る。）であって、将来県内の病院又は診療所において医師の業務に従事しようとするもの ふるさと医師支援コース修学資金
- 2 知事は、長期支援コース修学資金又はふるさと医師支援コース修学資金の貸付けを受けている者のうち、大学において医学を履修する課程に三年以上在学している者その他知事が定める者であって、将来県内の病院又は診療所の産婦人科又は産科において医師の業務に従事しようとするものに対し、これらの修学資金に加算して、産婦人科コース修学資金を貸し付けることができる。
- 3 知事は、第一項各号に規定する修学資金のうちいずれか一方の修学資金の貸付けを受けようとする者又は貸付けを受けた者に対しては、他方の修学資金を貸し付けることができない。

### (貸付金額等)

第三条 修学資金の貸付金額は、次の表のとおりとする。

区分	貸付金額
長期支援コース修学資金	月額十五万円（私立の大学に在学している者にあっては、月額二十万円）
ふるさと医師支援コース修学資金	月額十五万円
産婦人科コース修学資金	月額五万円

2 修学資金には、規則で定めるところにより、貸付けを受けた額につき年十パーセントの割合で計算した利息を付するものとする。

### (貸付期間等)

第四条 修学資金の貸付期間は、次条第二項の規定による貸付けの決定の通知において定められる月から当該修学資金の貸付けを受けようとする者に係る正規の修業期間を経過する日の属する月までの期間とし、毎月本人に貸し付けるものとする。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

### (貸付けの申請及び決定)

第五条 修学資金の貸付けを受けようとする者は、規則で定めるところにより、連帯保証人二名を立て、知事に申請しなければならない。

2 知事は、前項の申請があったときは、選考の上、貸付けの可否を決定し、その旨を本人に通知するものとする。

### (貸付けの決定の取消し等)

第六条 知事は、修学資金の貸付けを受けた者（以下「借受人」という。）に次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、前条第二項の規定による貸付けの決定を取り消すものとする。この場合において、知事は、当該事由が生じた日の属する月の翌月分から修学資金の貸付けを行わないものとする。

- 一 死亡したとき。
  - 二 退学したとき。
  - 三 心身の故障のため修学の見込みがないと認められたとき。
  - 四 修学資金の貸付けを受けることを辞退したとき。
  - 五 その他修学資金の貸付けの目的を達成する見込みがないと認められたとき。
- 2 知事は、借受人が休学し、又は停学の処分を受けたときは、休学し、又は当該処分を受けた日の属する月の翌月分から復学した日の属する月の分まで修学資金の貸付けを行わないことができる。
- 3 知事は、借受人が正当な理由がなくて、この条例に基づく規則の規定により提出すべきものとされた届出、報告等を提出しないときは、修学資金の貸付けを一時保留することができる。

（返還）

第七条 借受人は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、当該事由が生じた日の属する月の翌月の末日までに、借り受けた修学資金に利息を付してこれを返還しなければならない。

- 一 貸付期間が満了したとき。
- 二 前条第一項の規定により、修学資金の貸付けの決定が取り消されたとき。
- 三 次条第一項の規定により返還の債務の免除を受ける前に、死亡し、又は同項の規定による返還の債務の免除（同項第一号から第四号までに該当する場合に限る。第九条第二号において同じ。）を受けることができないことが確定したとき。

（返還の免除）

第八条 知事は、借受人に次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、当該借受人に係る修学資金の返還及びその利息の支払の債務を免除するものとする。

- 一 長期支援コース修学資金又はふるさと医師支援コース修学資金の貸付けを受けた者が、医師の免許を取得した日から起算して長期支援コース修学資金又はふるさと医師支援コース修学資金の貸付期間（当該期間のうち貸付けを受けなかった期間を除く。）の二分の三に相当する期間（以下「返還免除期間」という。）に四年を加えた期間を経過する日までに、返還免除期間に相当する期間、県内において臨床研修（医師法（昭和三十二年法律第二百一十）第十六条の二第一項に規定する臨床研修をいう。以下同じ。）（臨床研修を受けた期間が二年に達した日以後の臨床研修を除く。第三号及び第五号並びに次項において同じ。）を受け、かつ、特定病院等（借受人ごとに知事が定める病院又は診療所をいう。以下同じ。）において医師の業務（臨床研修を除く。以下同じ。）に従事したとき。ただし、大学を卒業した日の属する月の翌月の初日から起算して一年三月以内に医師の免許を取得しなかったとき（休学その他の正当な事由があると知事が認めた場合を除く。以下同じ。）を除く。
  - 二 長期支援コース修学資金又はふるさと医師支援コース修学資金の貸付けを受けた者であって、県外において臨床研修を受けたもの（県内において希望する臨床研修を受けることができないことその他のやむを得ない事由があると知事が認めた者に限る。）が、医師の免許を取得した日から起算して返還免除期間に四年を加えた期間を経過する日までに、返還免除期間に相当する期間、特定病院等において医師の業務に従事したとき。ただし、大学を卒業した日の属する月の翌月の初日から起算して一年三月以内に医師の免許を取得しなかったときを除く。
  - 三 産婦人科コース修学資金の貸付けを受けた者が、医師の免許を取得した日から起算してその者に係る返還免除期間に四年を加えた期間を経過する日までに、当該返還免除期間に相当する期間、県内において臨床研修を受け、かつ、特定病院等の産婦人科若しくは産科において医師の業務に従事したとき。ただし、大学を卒業した日の属する月の翌月の初日から起算して一年三月以内に医師の免許を取得しなかったときを除く。
  - 四 産婦人科コース修学資金の貸付けを受けた者であって、県外において臨床研修を受けたもの（県内において希望する臨床研修を受けることができないことその他のやむを得ない事由があると知事が認めた者に限る。）が、医師の免許を取得した日から起算してその者に係る返還免除期間に四年を加えた期間を経過する日までに、当該返還免除期間に相当する期間、特定病院等の産婦人科又は産科において医師の業務に従事したとき。ただし、大学を卒業した日の属する月の翌月の初日から起算して一年三月以内に医師の免許を取得しなかったときを除く。
  - 五 前各号に規定する医師の業務に従事する期間又は第一号及び第三号に規定する臨床研修を受けている期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。
- 2 借受人が医師の免許を取得した日から起算してその者に係る返還免除期間に四年を加えた期間（この項の規定により当該期間に知事が正当な事由があると認める期間が加えられている場合は、その期間を含むものとする。）を経過する日までの間に、災害、病気、出産、育児、研修（知事が別に定める研修に限る。）その他の正当な事由により、県内

において臨床研修を受け、又は特定病院等において医師の業務に従事することができない期間があると知事が認めたと時の前項第一号から第四号までの規定の適用については、これらの規定中「四年」とあるのは、「四年に知事が正当な事由があると認める期間を加えた期間」とする。

- 3 知事は、第一項に規定する場合のほか、借受人が、死亡し、又は災害、病気その他やむを得ない事由により、修学資金の返還ができなくなったときは、修学資金の返還及びその利息の支払の債務の全部又は一部を免除することができる。

(返還の猶予)

第九条 知事は、借受人が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に掲げる事由が継続する期間、修学資金の返還及びその利息の支払を猶予することができる。

- 一 第六条第一項の規定により修学資金の貸付けを取り消された後も引き続き大学に在学しているとき。
- 二 前条第一項の規定による返還の債務の免除を受けると見込まれるとき。
- 三 前条第一項第五号及び第三項に規定する場合を除くほか、災害、病気その他やむを得ない事由により、返還が著しく困難になったとき。

(延滞利子の徴収)

第十条 借受人は、修学資金をその利息を付して返還すべき日までに返還しなかったときは、返還すべき日の翌日から返還した日までの日数に応じ、返還すべき額につき年十四・五パーセントの割合で計算して得た額に相当する額の延滞利子を支払わなければならない。ただし、その計算して得た額が百円未満の場合は、この限りでない。

- 2 知事は、借受人が修学資金をその利息を付して返還すべき日までに返還しなかったことについてやむを得ない事由があると認めるときは、前項の延滞利子を減免することができる。

(委任)

第十一条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

(失効)

- 2 この条例は、令和七年三月三十一日限り、その効力を失う。

一部改正〔令和五年条例三十五号〕

(失効に伴う経過措置)

- 3 この条例の失効前に第五条第二項の規定により貸付けを決定された者に係る修学資金については、なお従前の例による。

附 則 (平成二十一年三月六日条例第十八号)

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十二年三月二十六日条例第十三号)

この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十六年三月二十五日条例第十九号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の千葉県医師修学資金貸付条例の規定により貸付けを決定された者の当該決定に係る修学資金については、改正後の千葉県医師修学資金貸付条例の規定（第八条第一項第一号ただし書の規定を除く。）にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成二十七年三月二十日条例第三十一号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の千葉県医師修学資金貸付条例の規定により貸付けを決定された者の当該決定に係る修学資金については、改正後の千葉県医師修学資金貸付条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成二十八年三月二十五日条例第十九号)

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成三十年三月二十三日条例第十七号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に千葉県医師修学資金貸付条例第五条第二項の規定により修学資金の貸付けの決定を受けた者の当該決定に係る修学資金については、改正後の同条例の規定（第八条第二項の規定を除く。）にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和二年三月二十三日条例第十一号）

この条例は、令和二年四月一日から施行する。ただし、附則第二項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（令和三年十月十九日条例第四十号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和四年十月二十一日条例第三十一号）

この条例は、公布の日から施行する。

改正	平成二四年	三月三〇日規則第三八号	平成二六年	三月二五日規則第一四号
	平成二八年	三月二五日規則第一二号	平成三十年	三月二三日規則第一四号
	令和二年	三月三一日規則第三二号	令和二年	一二月二七日規則第六六号
	令和四年	二月一〇日規則第六号		

(趣旨)

第一条 この規則は、千葉県医師修学資金貸付条例（平成二十年千葉県条例第四十五号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(条例第二条第一項第一号及び第二号の規則で定める者)

第二条 条例第二条第一項第一号及び第二号の規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 大学に入学するために住所の変更をした者であつて、当該変更をした日前の一年間県内に住所を有していたもの
- 二 県内に所在する学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第六章に規定する高等学校、同法第七章に規定する中等教育学校の後期課程、同法第八章に規定する特別支援学校の高等部、同法第九章に規定する大学、同法第十章に規定する高等専門学校又は同法第十一章に規定する専修学校の高等課程を卒業し、又は修了した者
- 三 二親等以内の親族が県内に住所を有している者

(利息の計算方法)

第二条の二 条例第三条第二項に規定する利息は、修学資金の貸付けを受けた日の翌日から最後に貸付けを受けた日までの期間の日数を基礎として、日割りによって計算するものとする。

2 条例第三条第二項に規定する利息の額の計算につき同項に定める年当たりの割合は、閏(じゆん)年の日を含む期間についても、三百六十五日当たりの割合とする。

(申請手続)

第三条 条例第五条第一項の規定により修学資金の貸付けの申請をしようとする者は、修学資金貸付申請書（別記第一号様式）に次の各号（長期支援コース修学資金の貸付けにあつては第四号を、ふるさと医師支援コース修学資金及び産婦人科コース修学資金の貸付けにあつては第二号を除く。）に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

- 一 誓約書（別記第二号様式）
  - 二 推薦書（別記第三号様式）
  - 三 連帯保証人の印鑑証明書
  - 四 在学証明書その他の申請者が大学に在学していることを証明する書類
  - 五 その他知事が必要と認める書類
- 2 長期支援コース修学資金及びふるさと医師支援コース修学資金の貸付けの申請をしようとする者が前項の修学資金貸付申請書を提出する場合には、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を添えて提出しなければならない。
- 一 県内に住所を有する者 住民票の写しその他の申請者の住所を確認できる書類として知事が認めるもの
  - 二 県外に住所を有する者 住民票の写し、卒業証明書その他の申請者が第二条各号のいずれかに該当する者であることを確認できる書類として知事が認めるもの

(連帯保証人)

第四条 条例第五条第一項に規定する連帯保証人は、成年者で独立の生計を営むもの（修学資金の貸付けを申請した者が未成年者であるときは、当該未成年者の法人である法定代理人を含む。）とし、修学資金の貸付けを申請した者が未成年者であるときは、そのうち一名を法定代理人としなければならない。

2 修学資金の貸付けを受けた者（以下「借受人」という。）は、連帯保証人を変更し、又は連帯保証人の住所に変更があつたときは、速やかに連帯保証人変更届（別記第四号様式）を知事に提出しなければならない。

3 前項の連帯保証人変更届には、連帯保証人を変更する場合にあつては、変更後の連帯保証人の印鑑証明書を添付しなければならない。

(貸付決定取消事由等の届出)

第五条 借受人は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める届出書により、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。ただし、第六号に掲げる届出書にあつては、災害、病気その他のやむを得ない事由による場合を除き、あらかじめ届け出なければならないものとする。

- 一 大学を退学するとき。 大学退学届（別記第五号様式）
  - 二 修学資金の貸付けを受けることを辞退するとき。 修学資金貸付辞退届（別記第六号様式）
  - 三 大学を休学し、又は停学の処分を受けたとき。 大学休学（停学）届（別記第七号様式）
  - 四 大学に復学し、又は停学期間が満了したとき。 大学復学（停学期間満了）届（別記第八号様式）
  - 五 臨床研修を開始し、修了し、又は再開したとき。 臨床研修開始等届（別記第九号様式）
  - 六 医師の免許を取得した年の四月中に臨床研修を開始しないこととするとき、臨床研修を中断し、若しくは休止するとき、特定病院等を退職するとき、又は一月を超える期間特定病院等で医師の業務に従事しないこととするとき。 臨床研修中断等届（別記第十号様式）
- 2 借受人が死亡したときは、借受人の相続人は、借受人死亡届（別記第十一号様式）を知事に提出しなければならない。

（医師業務従事開始届の提出）

第六条 借受人（特定病院等を退職した者又は臨床研修が修了した後特定病院等において医師の業務に従事しなかった者に限る。）は、特定病院等で医師の業務に従事しようとするときは、医師の業務に従事しようとする日の三月前までに、医師業務従事開始届（別記第十二号様式）を知事に提出しなければならない。

第七条 削除

（返還免除の申請）

第八条 条例第八条の規定により修学資金の返還及びその利息の支払の債務の免除を受けようとする者は、修学資金返還免除申請書（別記第十四号様式）を知事に提出しなければならない。

（条例第八条第一項の期間の計算方法）

第九条 条例第八条第一項に規定する県内において臨床研修を受けた期間及び特定病院等において医師の業務に従事した期間の計算は、月数による。この場合において、一月に満たない端数が生じたときは、これを一月とする。

（返還猶予の申請）

第十条 条例第九条の規定により修学資金の返還及びその利息の支払の猶予を受けようとする者は、修学資金返還猶予申請書（別記第十五号様式）を知事に提出しなければならない。

（延滞利子の減免申請）

第十一条 条例第十条第二項の規定により延滞利子の減免を受けようとする者は、延滞利子減免申請書（別記第十六号様式）を知事に提出しなければならない。

（借用証書の提出）

第十二条 借受人は、修学資金の貸付けの事実がやんだときは、直ちに修学資金借用証書（別記第十七号様式）を知事に提出しなければならない。

（現況報告書の提出）

第十三条 借受人は、修学資金の返還の債務を負うことがなくなるまで、毎年四月一日（次項において「現況報告基準日」という。）現在の現況報告書（別記第十八号様式）を当該年の四月三十日までに知事に提出しなければならない。

2 現況報告基準日以前一年内に特定病院等で医師の業務に従事した期間がある者は、前項の現況報告書に医師業務従事期間証明書（別記第十九号様式）を添付しなければならない。

（氏名等変更届の提出）

第十四条 借受人は、氏名又は住所に変更があったときは、直ちに氏名（住所）変更届（別記第二十号様式）を知事に提出しなければならない。

（連帯保証人の署名）

第十五条 借受人は、第三条、の規定による修学資金貸付申請書、同条第一号に掲げる誓約書、第四条第二項の規定による連帯保証人変更届及び第十二条の規定による修学資金借用証書を知事に提出するときは、連帯保証人と連署の上、提出しなければならない。

（報告）

第十六条 知事は、修学資金の貸付けの目的を達成するため必要があると認めるときは、借受人に対し、大学における修学の経過及び結果その他の必要な事項に関し報告を求めることができる。

附 則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則（平成二十四年三月三十日規則第三十八号）

（施行期日）

1 この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行前に、改正前の千葉県医師修学資金貸付条例施行規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成二十六年三月二十五日規則第十四号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行前に、改正前の千葉県医師修学資金貸付条例施行規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成二十八年三月二十五日規則第十二号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行前に、改正前の千葉県医師修学資金貸付条例施行規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成三十年三月二十三日規則第十四号）

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

附 則（令和二年三月三十一日規則第三十二号）

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

附 則（令和二年十一月二十七日規則第六十六号）

(施行期日)

- 1 この規則は、令和二年十二月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 令和三年四月一日現在の現況報告書に係る改正後の千葉県医師修学資金貸付条例施行規則第十三条第二項の規定の適用については、同項中「現況報告基準日以前一年内に」とあるのは、「令和二年四月一日から現況報告基準日までの間に」とする。

- 3 この規則の施行前に、改正前の千葉県医師修学資金貸付条例施行規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（令和四年二月十日規則第六号）

(施行期日)

- 1 この規則は、令和四年三月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行前に、改正前の千葉県医師修学資金貸付条例施行規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。